



事業者



身元引受人



連帯保証人



契印



契印



契印

「指定介護老人福祉施設」  
入居契約書  
重要事項説明書

社会福祉法人 溪仁会  
介護老人福祉施設 岩内ふれ愛の郷

◇◆目次◆◇

**第一章 総則**

- 第1条 (契約の目的)
- 第2条 (契約期間)
- 第3条 (施設サービス計画の決定・変更)
- 第4条 (介護保険の基準サービス)
- 第5条 (介護保険の基準外サービス)

**第二章 サービスの利用と料金の支払い**

- 第6条 (サービス利用料金の支払い)
- 第7条 (利用料金の変更)

**第三章 事業者の義務等**

- 第8条 (事業者及びサービス従事者の義務)
- 第9条 (個人情報保護)

**第四章 契約者の義務**

- 第10条 (契約者の施設利用上の注意義務等)

**第五章 損害賠償 (事業者の義務違反)**

- 第11条 (損害賠償責任)
- 第12条 (損害賠償がなされない場合)
- 第13条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

**第六章 契約の終了**

- 第14条 (契約の終了事由)
- 第15条 (契約者からの中途解約等)
- 第16条 (契約者からの契約解除)
- 第17条 (事業者からの契約解除)
- 第18条 (サービス利用にあたっての禁止事項)
- 第19条 (契約の終了に伴う援助)

**第七章 その他**

- 第20条 (契約者の入院に係る取り扱い)
- 第21条 (苦情処理)
- 第22条 (一時外泊)
- 第23条 (身元引受人)
- 第24条 (連帯保証人)
- 第25条 (協議事項)

ご入居者様 \_\_\_\_\_ 様（以下「契約者」という。）と社会福祉法人溪仁会 介護老人福祉施設岩内ふれ愛の郷（以下「事業者」という。）は契約者が事業者から提供される介護福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」とする。）を締結します。

## 第一章 総則

### 第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、介護福祉施設サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する介護福祉施設サービスの内容（ケアプランを含む）は、別紙『施設サービス計画』に定めるとおりとします。
- 3 契約者は、第14条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

### 第2条（契約期間）

- 1 この契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日の7日前までに、契約者から事業者に対して文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、第14条第二項に該当しない場合、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

### 第3条（施設サービス計画の決定・変更）

- 1 事業者は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- 3 事業者は、要介護認定の更新時あるいは要介護認定の区分変更時等必要に応じて、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して施設サービス計画を変更するものとします。
- 4 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その

内容を確認するものとします。

#### 第4条（介護保険の基準サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、ホームにおいて、契約者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜<sup>べんぎ</sup>、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

#### 第5条（介護保険の基準外サービス）

- 1 事業者は契約者との合意に基づき<sup>もと</sup>、以下のサービスを提供するものとします。
  - 一 契約者への食事及び居室の提供
  - 二 契約者が選定する特別な食事の提供
  - 三 契約者に対する理美容サービス
  - 四 別に定めるところに従って行う契約者からの貴重品の管理
  - 五 事業者が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
- 2 事業者は前項に定めるサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

## 第二章 サービスの利用と料金の支払い

#### 第6条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービスとして市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 契約者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割に居住費、食費を加えた額）を事業者に支払うものとします。

但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます<sup>しょうかんぼらい</sup>（償還払い）。）
- 3 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 4 前項の他、契約者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとします。
- 5 前4項に定めるサービス利用料金は1か月毎に計算し、契約者はこれを翌月末日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。
- 6 1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金

額とします。

#### 第7条（利用料金の変更）

- 1 前条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 前条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

### 第三章 事業者の義務等

#### 第8条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師または看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者及びサービス従事者は、契約者または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束<sup>こうそく</sup>その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 4 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日30日前までに、要介護認定の更新申請の援助を行うものとします。
- 5 事業者は、契約者に対する介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じて事業所の規程に準じこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 6 感染症対策・介護事故防止・褥瘡の防止に対して、マニュアル等にその旨を定めサービスの質の向上を目指します。

#### 第9条（個人情報保護）

- 1 事業者は、個人情報の取扱いにあたり、「個人情報の保護に関する法律」やガイドライン、守秘義務に関する他の法令等に加え、法人が定める当該方針や就業規則等の内規<sup>ないき</sup>を遵守<sup>じゆんしゆ</sup>することにより、契約者やそのご家族に関する個人情報については、契約者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 あらかじめ文書により契約者やそのご家族の同意を得た場合は、前項の規定にかかわら

ず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

- 3 事業者は、業務上知り得た契約者及びその家族の秘密を保持させるため、在職中は元より、サービス従事者の退職後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容とします。
- 4 個人情報に関する苦情の申立てや相談があった場合は、第 21 条の規定を一部準用し迅速かつ適切な処理に努めます。

## 第四章 契約者の義務

### 第 10 条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者は、ホームの施設、設備について、故意または重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、または相当の代価を支払うものとします。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室または共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

## 第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

### 第 11 条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 9 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。  
但し、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

## 第 12 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

## 第 13 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震、噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

## 第六章 契約の終了

### 第 14 条（契約の終了事由）

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 契約者が死亡した場合
- 二 要介護認定により契約者の心身の状況が、自立または要支援 1 及び要支援 2 と判定された場合。
- 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 五 ホームが介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- 六 第 15 条から第 17 条に基づき本契約が解約または解除された場合

## 第 15 条（契約者からの中途解約等）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、第 7 条第 3 項の場合及び契約者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 契約者が、第 1 項の通知を行わずに居室から退去した場合には、事業者が契約者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。
- 4 第 6 条第 6 項の規定は、本条に準用されます。

## 第 16 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 1 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- 2 事業者もしくはサービス従事者が第 9 条に定める守秘義務に違反した場合
- 3 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 4 他の入居者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

## 第 17 条

### （事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 1 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 2 契約者による第 6 条第 2 項から第 4 項に定めるサービス利用料金の支払いが、6 か月以上遅滞し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 3 契約者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 4 契約者が、連続して 3 か月を超えて病院または診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合、入院期間が定まらない場合にも同様とする。
- 5 契約者が、介護老人保健施設に入居した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

## 第 18 条（サービス利用にあたっての禁止事項）

職員に対する暴言・暴力、いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。

### 2 パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。

パワーハラスメント例

- ・物を投げつける、叩く、蹴る、手を払いのける、唾を吐く、服を引きちぎる 等
- ・怒鳴る、奇声、大声、恫喝、威圧的な態度、理不尽な要求 等

セクシャルハラスメント例

- ・必要もなく体を触る、ヌード写真を見せる、性的な話をする、手を握る 等

### 3 無断で職員の写真や動画を撮影すること、また、無断で録音等を行うこと。

### 4 その他前各号に準ずる行為。

上記行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービスの中止や契約を解除する場合があります。

## 第 19 条（契約の終了に伴う援助）

本契約が終了し、契約者がホームを居宅等へ退居する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行うものとします。

- 1 適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介
- 2 居宅介護支援事業者の紹介
- 3 その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介

## 第 20 条（契約者の入院に係る取り扱い）

- 1 契約者が、病院または診療所に入院した場合、3 か月以内に退院すれば、退院後も再びホームに入居できるものとします。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。
- 2 契約者が、病院または診療所に入院した後 6 日以内に退院した場合は、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。但し、入院期間が連続して 6 日を超える場合には、契約者は所定のサービス利用料金を支払う必要はありません。また、月をまたがる場合は最大で 12 日までの利用料金を支払い、以降の分は支払う必要はありません。

## 第七章 その他

### 第 21 条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

### 第 22 条（一時外泊）

- 1 契約者は、事業者の同意を得た上で、1か月に6日を限度として、外泊することができるものとします。この場合、契約者は外泊開始日の2日前までに事業者に届けるものとします。
- 2 前項に定める外泊期間中において、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。

### 第 23 条（身元引受人）

- 1 事業者は契約者に対し、身元引受人を求めることがあります。ただし、身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。
- 2 身元引受人は、次の各号の責任を負います。
  - 一 契約者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
  - 二 契約終了の場合、事業者と連携して契約者の状態に見合った適切な受入れ先の確保に努めること。
  - 三 契約者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引受その他必要な措置をすること。

### 第 24 条（連帯保証人）

- 1 事業者は契約者に対し、連帯保証人を求めることがあります。ただし、連帯保証人を立てることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。
- 2 連帯保証人は、次の各号の責任を負います。
  - 一 契約者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように身元引受人と共に協力すること。
  - 二 契約終了の場合、事業者及び身元引受人と連携して契約者の状態に見合った適切な受入れ先の確保に努めること。
  - 三 契約者が死亡した場合、身元引受人と協議し契約者の遺体及び遺留金品の引受その他必要な措置を講ずること。

## 第 25 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、身元引受人、連帯保証人、事業者が記名捺印<sup>なつしん</sup>のうえ、契約者と事業者が各 1 通を保有するものとします。

## 「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(北海道指定 第 0172300253 号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当施設への入居は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入居は可能です。

### ◆◆目次◆◆

1. 事業所の概要	1～2
2. 居室の概要	2～3
3. 職員の配置状況	3～4
4. 施設が提供するサービスと利用料金	4～11
5. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）	11～13
6. 苦情の受付・対応について（契約書第 21 条参照）	13～14
7. 事故発生対応について	14
8. 高齢者虐待防止について	14

### 1. 事業所の概要

- |                 |                                  |
|-----------------|----------------------------------|
| (1) 施設の種類       | 指定介護老人福祉施設・平成 24 年 4 月 1 日指定・北海道 |
| (2) 施設の名称       | 介護老人福祉施設 岩内ふれ愛の郷                 |
| (3) 施設の所在地      | 北海道岩内郡岩内町字野東 69 番地の 4            |
| (4) 電話番号        | 0135-62-3131                     |
| (5) 施設長(管理者) 氏名 | 神 謙一郎 <small>じん けんいちろう</small>   |
| (6) 当施設の理念      |                                  |

利用者様に、信頼され誠実であり、必要とされる施設でありたい。

地域社会に、信頼され誠実であり、必要とされる施設でありたい。

職員に、信頼され誠実であり、必要とされる施設でありたい。

- (7) 当施設の方針
- 1) 利用者様の生活環境の強化
  - 2) 家族・地域の方々、そして行政との連携強化
  - 3) 人財基盤の強化
  - 4) 経営基盤の強化
  - 5) 職員が働きやすい職場づくりの強化
- (8) 開設年月 平成 24 年 4 月 1 日
- (9) 入居定員 50 名
- (10) 設置法人
- ・法人名 社会福祉法人 溪仁会
  - ・法人所在地 札幌市中央区北 3 条西 28 丁目 2 番 1 号
  - ・電話番号 011-640-6767
  - ・代表者氏名 理事長 たにうち 谷内 よしみ 好

## 2. 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
2 人部屋	3 室	多床室
4 人部屋	11 室	多床室
合計	14 室	
食堂	1 室	
機能訓練コーナー	1 室	[主な設置機器] 平行棒
浴室	1 室	特殊浴槽・一般浴槽
医務室	1 室	

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に<sup>ひつとも</sup>必置が義務付けられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆ 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆ 居室に関する特記事項

トイレの場所：居室外のフロアにあります。

一般用トイレ：2 か所 特殊トイレ：1 か所

### 3. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守<sup>じゅんしゅ</sup>しています。

職種	人数	指定基準
① 施設長（管理者）	1 名（常勤）	1 名
② 医師	1 名（嘱託）	必要数
③ 看護職員	5 名（常勤・常勤兼務・非常勤）	2 名
④ 介護職員	26 名（常勤・常勤兼務・非常勤）	16 名
⑤ 生活相談員	3 名（常勤兼務）	1 名
⑥ 管理栄養士	1 名（常勤）	1 名
⑦ 栄養士	0 名（常勤）	
⑧ 機能訓練指導員	1 名（常勤）	1 名
⑨ 介護支援専門員	3 名（非常勤・常勤兼務）	1 名

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
① 医師	定期回診及び緊急時対応
② 介護職員	1 勤：7：00～15：30
	2 勤：10：30～19：00
	遅勤：12：00～20：30
	夜勤：16：00～9：00
	A 勤：7：30～20：30 までの間で4時間
	日勤：8：30～17：30
	契約・パート職員は契約時間に準ずる
③ 看護職員	日勤：8：30～17：30
④ 生活相談員	日勤：8：30～17：30
⑤ 介護支援専門員	日勤：8：30～17：30

☆ 土・日曜日・国民の祝日は上記と異なります。

4. 施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- |  |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合 |
|--|

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

① 食事

- 当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好しこう こよりよを考慮した食事を提供します。
- ご契約者の自立支援のため離床りしじょうして食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。場合に応じて、居室や希望する場所で食事をとっていただくこともあります。

(食事時間) ※場合に応じて延食等の対応も可能です。

朝食： 8：00 ～ 9：00

昼食： 12：00 ～ 13：00

夕食： 17：00 ～ 18：00

② 入浴

- ・ 入浴または清拭<sup>せいしき</sup>を週 2 回以上行います。
- ・ 寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・ ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床<sup>りしゅう</sup>に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- ・ 口腔機能<sup>こうくう</sup>の維持や全身の健康状態の維持を目的として毎日、口腔ケア<sup>こうくう</sup>を実施します。

＜サービス利用料金（1日あたり）＞（契約書6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室及び食事に係る自己負担額の合計金額をお支払下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

(1) 基本料金・食費・居住費用（1日あたり）

【1】 多床室

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位数	573 単位/日	641 単位/日	712 単位/日	780 単位/日	847 単位/日
1日あたりの 利用料（円）	5,730 円/日	6,410 円/日	7,120 円/日	7,800 円/日	8,470 円/日
1日あたりの 自己負担額（円）	573 円/日	641 円/日	712 円/日	780 円/日	847 円/日
居室に係る自己負担額					
第1段階	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
第2段階	370 円				
第3段階-1	370 円				
第3段階-2	370 円				
第4段階	855 円				
食費に係る自己負担					
第1段階	300 円				
第2段階	390 円				
第3段階-1	1,000 円				
第3段階-2	1,360 円				
第4段階	1,630 円				
自己負担額合計					
第1段階	873 円/日	941 円/日	1,012 円/日	1,080 円/日	1,147 円/日
第2段階	1,333 円/日	1,401 円/日	1,472 円/日	1,540 円/日	1,607 円/日
第3段階-1	1,943 円/日	2,011 円/日	2,082 円/日	2,150 円/日	2,217 円/日
第3段階-2	2,303 円/日	2,371 円/日	2,442 円/日	2,510 円/日	2,577 円/日
第4段階	3,058 円/日	3,126 円/日	3,197 円/日	3,265 円/日	3,332 円/日

※上記表の第1・2・3-1・3-2・4段階とは世帯の所得要件によって該当となります。各段階の所得要件は以下の通りです。

第 1 段階…世帯員全員が市町村民税非課税の方で、老齢福祉年金受給者の方又は生活保護受給者の方

第 2 段階…世帯員全員が市町村民税非課税の方で、公的年金等収入金額の所得金額の合計が 80 万円以下の方。預貯金の合計が単身で 650 万円、夫婦で 1,650 万円以下の方

第 3 段階-1…世帯員全員が市町村民税非課税の方で、公的年金等と合計所得金額の合計が 80 万円以上 120 万円以下の方。預貯金の合計が単身で 550 万円、夫婦で 1,550 万円以下の方

第 3 段階-2…世帯員全員が市町村民税非課税の方で、公的年金等と合計所得金額の合計が 120 万円以上の方。預貯金の合計が単身で 500 万円、夫婦で 1,500 万円以下の方

第 4 段階…上記以外の方又は上記の方で預貯金等の合計で配偶者がいる方で 2000 万円 配偶者がいない方で 1000 万円以上の方

※公的年金等収入額とは非課税年金を含み、他、その他の合計所得金額となります。

(2) 加算料金等

① 体制加算：施設のサービス体制（人員配置等）により、基本料金に加えて一律にご負担いただきます。

	加算名	単位数	1日（1か月）あたりの利用料（円）	1日（1か月）あたりの自己負担額（円）
1	日常生活継続支援加算（I）	36 単位/日	360 円/日	36 円/日
	看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が 100 分の 75 以上			
2	看護体制加算（I）イ	6 単位/日	60 円/日	6 円/日
	常勤の看護師を 1 名以上配置している			
3	夜勤職員配置加算（I）イ	22 単位/日	220 円/日	22 円/日
	夜勤時間帯（午後 10 時～翌日の午前 5 時）を含めた連続する 16 時間の職員配置状況により算定			
4	栄養マネジメント強化加算	11 単位/日	110 円/日	11 円/日
	常勤の管理栄養士が利用者の栄養状態の改善・維持等の栄養ケアを行い算定			
5	介護職員処遇改善加算（I）	総単位数×8.3%	総利用料×8.3%	総自己負担額×8.3%
	介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして事業所に算定			
6	介護職員特定処遇改善加算（I）	総単位数×2.7%	総利用料×2.7%	総自己負担額×2.7%
	介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして事業所に算定			
7	介護職員等ベースアップ等支援加算	総単位数×1.6%	総利用料×1.6%	総自己負担額×1.6%
	介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして事業所に算定			

- ② 個別加算：介護保険法の規定により、ご入居者の状態（利用初期、外泊等）により、基本料金に加えて個別にご負担いただきます。

	加算名	単位数	1日（1か月）あたりの利用料（円）	1日（1か月）あたりの自己負担額（円）
1	療養食加算	18 単位/日 (6 単位/回)	180 円/日	6～18 円/日
	医師の食事箋に基づく肝臓病食や糖尿病食などの提供を行った場合にご負担いただきます。			
2	外泊時費用	246 単位/日	2,460 円/日	246 円/日
	短期入院または外泊された場合にご負担いただきます（月 6 日まで）。			
3	初期加算	30 単位/日	300 円/日	30 円/日
	施設生活に慣れるための支援を必要とするため入居日から 30 日間に限りご負担いただきます。			
4	個別機能訓練加算 I	12 単位/日	120 円/日	12 円/日
	機能訓練指導員が個別に個別機能訓練計画書を作成し、計画的に訓練を行う			
5	個別機能訓練加算 II	20 単位/月	200 円/月	20 円/月
	個別機能訓練計画等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成し計画書に沿った訓練を行った場合にご負担いただきます。			
6	生活機能向上連携加算	200 単位/月	2000 円/月	200 円/月
	外部の専門職が介護老人福祉施設の職員と共同で個別の機能訓練計画書を作成する。当該計画に基づき、計画的に機能訓練を実施する。			
7	経口維持加算 I	400 単位/月	4000 円/月	400 円/月
	口から食事が摂取できるものの、摂食機能障害を有している方に経口維持計画を作成し特別な管理をさせて頂いた場合にご負担頂きます。			
8	経口維持加算 II	100 単位/月	1000 円/月	100 円/月
	施設で協力歯科医療機関を定め食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が参加している事でご負担いただきます。			
9	褥瘡マネジメント加算 I・II	I 3 単位/月	I 30 円/月	I 3 円/月
		II 13 単位/月	II 130 円/月	II 13 円/月
褥瘡（床ずれ）の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも 3 月に 1 回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出した場合にご負担いただきます。皮膚状態によって I か II のいずれかをご負担いただきます。				
10	排せつ支援加算 I	10 単位/月	100 円/月	10 円/月
	排泄に関する介護軽減について医師又は医師と連携した看護師施設入所時等に評価するとともに、少なくとも 6 月に 1 回、評価を行い、その結果を厚生労働省に提出した場合にご負担いただきます。			

11	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	50 単位/月	500 円/月	50 円/月
	介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進するために科学的介護情報システム（LIFE）へのデータ提出とフィードバック情報の活用する事でご負担いただきます。			
12	(1) 看取り介護加算	72 単位/日	1440 円/日	144 円/日
	医師が終末期と判断し、関係職がご本人及びご家族に同意を得ながら介護を行った 場合にご負担いただきます。死亡日以前 31 日以上 45 日以下の単位数。			
	(2) 看取り介護加算	144 単位/日	1440 円/日	144 円/日
	医師が終末期と判断し、関係職がご本人及びご家族に同意を得ながら介護を行った 場合にご負担いただきます。死亡日以前 4 日以上 30 日以下の単位数。			
	(3) 看取り介護加算	680 単位/日	6,800 円/日	680 円/日
	医師が終末期と判断し、関係職がご本人及びご家族に同意を得ながら介護を行った 場合にご負担いただきます。死亡日以前 2 日または 3 日の単位数。			
	(4) 看取り介護加算	1,280 単位/日	12,800 円/日	1,280 円/日
医師が終末期と判断し、関係職がご本人及びご家族に同意を得ながら介護を行った 場合にご負担いただきます。死亡日の単位数。				
13	安全対策体制加算	20 単位/月	200 円/月	20 円/月
	組織的に安全対策を実施する体制を備えている場合にご負担いただきます。			

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載してある負担限度額とします。

◇ 当施設の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方や生活保護を受けておられる方の場合は、施設の利用の居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

尚、入院または外泊時に居室を当該利用者のために確保している場合、居住費の支払を受けることができる。この時、負担限度額認定を受けている利用者の場合は、外泊時費用算定対象期間は認定証に記載している負担限度額を 1 日あたりの料金とし、それ以外の期間は、多床室は 370 円とする。

## (2) (1) 以外のサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

### <サービスの概要と利用料金>

#### ① 理髪・美容（※営業日、時間並びに料金内訳は変更になる場合があります。）

- ・ 営業日 第4 日曜日（要予約） ・ 営業時間 施設職員よりご確認ください。
- ・ 料金内訳 カット 1,900 円～

#### ② レクリエーション・クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーション活動及びクラブ活動に参加していただくことができます。 ☆その時々々の活動内容によっては実費をご負担いただく場合があります。

#### ③ 日常生活上必要となる諸費用実費

ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を説明の上、実費相当額を負担いただく場合があります。

尚、オムツ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

#### ④ テレビ電気使用料及び冷蔵庫電気使用料

テレビ及び冷蔵庫は施設より貸出し、当施設へ入居された全ご契約者を対象に説明、同意を得られた上で、テレビ電気使用料、冷蔵庫電気使用料として1日あたりそれぞれ50円（30日でそれぞれ1,500円）をご負担いただきます。

但し、平成25年4月1日以前より既に入居されているご契約者については、冷蔵庫電気使用料として1日あたり50円をご負担いただきますが、経過措置としてテレビはご希望に応じて貸出し、施設が貸出す場合にはテレビ電気使用料として1日あたり50円、ご家庭より持ち込む場合にはテレビ持込電気使用料として1日あたり20円（30日で600円）をご負担いただきます。テレビの貸出しを希望しない場合にはご負担の必要はありません。

#### ⑤ 複写物の交付

ご契約者もしくはその代理人の請求に応じて事業所の規程に準じ、閲覧頂き、複写物を交付するものとします。

#### ⑥ 貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は以下の通りです。

- ・ 管理する金銭の形態：金融機関に預けている預金・小額の現金
- ・ お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、年金証書等、有価証券

- ・ 保管管理者：施設長
- ・ 出納方法：手続きの概要は以下の通りです。
- ・ 預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
- ・ 保管管理者は、上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・ 保管管理者は、出入金の都度、出入金記録を作成し、ご契約者へ交付します。
- ・ 預金管理費：1日当たり 30円（30日で900円）

### (3) 減額・減免について

介護保険制度上の減額・減免措置が適用される方は各人の適用内容に応じて利用料金が減じられます。尚、その料金の詳細については、保険者が交付する減額・減免に係る認定書の記載の通りとします。

### (4) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月毎に計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

①	窓口での現金支払い
②	指定口座への振込み 北海道銀行 岩内支店 普通預金 0661520 社会福祉法人 溪仁会 介護老人福祉施設 岩内ふれ愛の郷 理事長 谷内 好
③	金融機関からの自動引き落とし

### (5) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関等において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関等での優先的な診療や入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

① 協力医療機関

医療機関名称	指定管理者 医療法人 溪仁会 泊村立茅沼診療所	北海道社会事業協会 岩内病院	にしぎき 歯科医院
所在地	泊村大字茅沼村 711 番地 3	岩内町字高台 209 番地の 2	岩内町字高台 150 番地
電話番号	0135-75-3651	0135-62-1021	0135-62-1155
診療科	・内科 ・呼吸器科 ・消化器科 ・循環器科	・総合診療科 ・外科 ・神経精神科 ・眼科 ・整形外科 ・泌尿器科	・歯科

5. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）

契約の有効期間中に以下のような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退居していただくこととなります（契約書第 14 条参照）

- |   |
|---|
| <p>① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立または要支援と判定された場合</p> <p>② 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合</p> <p>③ 施設の滅失<sup>めっしつ</sup>や重大な毀損<sup>きそん</sup>により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合</p> <p>④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合</p> <p>⑤ ご契約者から退居の申し出があった場合（詳細は次頁をご参照下さい。）</p> <p>⑥ 事業者から退居の申し出が行った場合（詳細は次頁をご参照下さい。）</p> |
|---|

(1) ご契約者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 15 条、第 16 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。但し、以下の場合には即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の入居者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

### (2) 事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）（契約書第 17 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 6 か月以上遅滞し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して 3 か月を超えて病院または診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合、入院期間が定まらない場合にも同様とする
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入居した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

### (3) 円滑な退居のための援助（契約書第 19 条参照）

ご契約者が当施設を退居する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介

## 6. 苦情の受付・対応について（契約書第 21 条参照）

当施設のサービスについて、ご不明な点や疑問、苦情がございましたら、お気軽にご相談ください。尚、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。また、施設内意見箱（正面玄関に設置）での受付も致しておりますのでご利用下さい。

- (1) 苦情解決責任者 神 謙一郎（施設長）  
苦情受付担当者 くじょううけつたんとうしや 佐藤 孝志（生活相談員）  
受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：45～17：15 電話番号 0135-62-3131
- (2) 第三者委員  
奥田 龍人（連絡先：011-717-6001）  
大能 文昭（連絡先：011-281-6113）
- (3) 苦情対応手順
  - ① 苦情を受けた場合は、直ちにその内容を「苦情受付書」に記載し、管理者（苦情解決責任者）に報告します。
  - ② 管理者は苦情内容を確認し、内部により即時対応できる場合は迅速<sup>じんそく</sup>に処理を行います。
  - ③ 対応内容は状況に応じて、利用者・ご家族・関係人等に十分な説明・管理者による謝罪・再発防止策の文書による提示・損害賠償・その他・できる限りの誠意を持って対応致します。
  - ④ 対応結果についても「苦情受付書」等に記載し、再発防止に役立てます。
- (4) 行政機関その他苦情受付機関
  1. 北海道福祉サービス運営適正化委員会 011-204-6310
  2. 北海道国民健康保険団体連合会 011-231-5161（苦情担当）
  3. 岩内町役場 0135-62-1011（保健福祉課介護保険担当）

## 7. 事故発生対応について

サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、下記の通り対応を行います。

- ① 事故が発生した場合は、管理者は速やかに利用者の家族、身元引受人等関係者、岩内町等に連絡の上必要な措置を講じる。
- ② その事故が当施設の過失<sup>とせ</sup>に帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償する。
- ③ 事故内容・対応結果については「事故発生報告書」に記載し、再発防止に役立てます。

## 8. 高齢者虐待防止について

当施設は、ご契約者様等の人権の<sup>ようご</sup>擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な

利用者	私は契約・重要事項の内容説明を受け、その内容を理解し、本契約を申し込みます。		
	住所		
	電話番号		
	氏名		
		印	

措置を講じます。

- ① 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- ② 施設サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ③ 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整える他、従業者が、ご契約者様等の<sup>はんりようご</sup>権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

本契約を証するため、署名又は記名押印の上、本契約書を 2 通作成し、身元引受人と当施設が各 1 通保有します。

令和 年 月 日

身元引受人	私は契約・重要事項の内容説明を受け、身元引受人の義務についても理解しました。		
	住所		
	電話番号		
	氏名	続柄	
		印	

連帯保証人	私は契約・重要事項の内容説明を受け、連帯保証人の義務についても理解しました。		
	住所		
	電話番号		
	氏名	続柄	
		印	

業 事	当事業者は、本書面の重要事項・利用料金等について利用者・身元引受人へ説明しました。当事業所は、サービスの申込みを受け、本書面に定める義務を誠実に <sup>りこう</sup> 履行します。
-----	--

住 所	北海道岩内郡岩内町字野東 69 番地の 4		
名 称	社会福祉法人 溪仁会 介護老人福祉施設 岩内ふれ愛の郷		
代 表 者	施設長 <small>じん けんいちろう</small> 神 謙一郎		印
説 明 者	生活相談員 <small>さとう たかし</small> 佐藤 孝志		印

## 同 意 書

令和 年 月 日

岩内ふれ愛の郷 殿

下記の設置を依頼し利用料金支払いに同意致します。

\*設置希望品番号に○を付けてください

1. 冷蔵庫使用・電気料金 1日 50円
2. テレビ使用・電気料金 1日 50円

ご入居者 氏名 ( )

ご家族 氏名 ( 印 )

## 委任状

私は、介護老人福祉施設 岩内ふれ愛の郷 施設長 を代理人と定め、  
下記の事項を委任します。

また、その預り金管理費として日額30円を支払うことについて  
同意します。

### 記

- 1 日用品などの代金を支払う手続き
- 2 税・社会保険料・公共料金を支払う手続き
- 3 福祉サービス費・医療費を支払う手続き
- 4 以上の支払いに伴う預貯金の払い戻し、解約、預貯金の預け入れの  
手続き
- 5 その他特別に依頼する事項

--

※ 重要な財産保全（処分を含む）、運用に関する事項は、依頼することができません。

令和 年 月 日

岩内ふれ愛の郷 施設長 殿

入所者	住所		印
	氏名		
身元 引受人	住所		印
	氏名		

